

報告第 38 号

小城市立保育所使用料等納付に係る規則の一部を
改正する規則

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 12 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和 3 年 4 月に認定こども園三日月幼稚園を開園することに伴い、保育料の徴収を行う必要があるため、既存の規則に市立認定こども園の追加を行う改正を行ったため、報告する。

小城市規則第 33 号

小城市立保育所使用料等納付に係る規則の一部を改正する
規則

小城市立保育所使用料等納付に係る規則（平成 27 年小城市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小城市立保育所等使用料等納付に係る規則

第 1 条中「「条例」」を「「保育所条例」」に改め、「規定」の次に「並びに小城市認定こども園設置条例(令和 2 年小城市条例第 25 号。以下「認定こども園条例」という。) 第 5 条及び第 6 条の規定」を加える。

第 2 条中「条例」を「保育所条例」に改め、「小城市立保育所」の次に「及び認定こども園条例第 5 条第 2 項に規定する小城市立認定こども園」を加え、「以下「保育所」という」を「以下「保育所等」という」に、「保育所」を「保育所等」に改める。

第 4 条中「第 3 条」を「第 2 条」に改める。

第 5 条第 1 項中「保育所」を「保育所等」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小城市立保育所使用料等納付に係る規則（平成27年小城市規則第30号）の一部を改正する規則 新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>小城市立保育所使用料等納付に係る規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、小城市立保育所設置条例（平成17年小城市条例第106号。以下「<u> </u> 条例」という。）第5条及び第6条の規定 <u> </u></p> <p><u> </u>に基づき、使用料の納付及び減免に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（保育料）</p> <p>第2条 <u> </u> 条例第5条第2項に規定する小城市立保育所 <u> </u>（以下「<u>保育所</u>」という。）の使用料（以下「保育料」という。）は、小城市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年小城市規則第25号）別表第1（2）に係る部分に限る。）に定めるところにより、<u>保育所</u>に入所した児童（以下「入所児童」という。）の属する世帯の階層及び年齢区分によって定めた額とする。ただし、年齢区分については、年度の初日の年齢により保育の利用を行っている場合は、年度の初日の年齢区分とし、保育の利用が行われた日の属する月の初日の年齢で保育の利用を行っている場合は、保育の利用が行われた日の属する月の初日の年齢区分とする。</p> | <p style="text-align: center;"><u>小城市立保育所等使用料等納付に係る規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、小城市立保育所設置条例（平成17年小城市条例第106号。以下「<u>保育所条例</u>」という。）第5条及び第6条の規定 <u>並びに小城市認定こども園設置条例（令和2年小城市条例第25号。以下「認定こども園条例」という。）</u>第5条及び第6条の規定に基づき、使用料の納付及び減免に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（保育料）</p> <p>第2条 <u>保育所条例</u>第5条第2項に規定する小城市立保育所 <u>及び認定こども園</u>条例第5条第2項に規定する小城市立認定こども園（以下「<u>保育所等</u>」という。）の使用料（以下「保育料」という。）は、小城市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年小城市規則第25号）別表第1（2）に係る部分に限る。）に定めるところにより、<u>保育所等</u>に入所した児童（以下「入所児童」という。）の属する世帯の階層及び年齢区分によって定めた額とする。ただし、年齢区分については、年度の初日の年齢により保育の利用を行っている場合は、年度の初日の年齢区分とし、保育の利用が行われた日の属する月の初日の年齢で保育の利用を行っている場合は、保育の利用が行われた日の属する月の初日の年齢区分とする。</p> |

第3条 (略)

(保育料の納付)

第4条 入所児童の扶養義務者は、第3条に規定する保育料をその月の月末までに指定された方法により納付しなければならない。

2及び3 (略)

(保育料の督促)

第5条 市長は、保育所を利用する児童の扶養義務者が、前条第1項に規定する納付期限までに保育料を納付しないときは、当該期限後20日以内に新たに期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 (略)

第3条 (略)

(保育料の納付)

第4条 入所児童の扶養義務者は、第2条に規定する保育料をその月の月末までに指定された方法により納付しなければならない。

2及び3 (略)

(保育料の督促)

第5条 市長は、保育所等を利用する児童の扶養義務者が、前条第1項に規定する納付期限までに保育料を納付しないときは、当該期限後20日以内に新たに期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 (略)